

《評価基準における状況評価上の留意事項》

1 「認知症による適応行動」

徘徊及び認定調査における「精神・行動障害」に関する項目に3つ以上該当する場合、「非常に多い」は毎日ある場合、「やや多い」は週に1～2回以上ある場合、「少しあり」は月に1～2回程度ある場合を目安とする。

2 「介護者の障害や疾病」

「介護困難」は、介護者が障害や疾病のため要介護者の排泄、入浴、移動、着替え、食事など ADL 全般の援助が困難な場合、「多少介護」は、介護者が障害や疾病のため2つ程度の ADL 援助ならばできる場合、「介護可能」は障害や疾病はあるが介護可能な状態である場合を目安とする。

3 「主たる介護者以外の介護協力」

「随時あり」は週に1～3日、「常時あり」は週4日以上ある場合を目安とする。

4 病院、施設等に入院（所）中の者については、当該施設への入所の緊急性及び評価基準に照らし詳細な調査を行い、検討委員会で協議の上、判定する。

5 「高齢者」とは、65歳以上。

「高齢者世帯」とは、65歳以上の者のみで構成されるか、もしくはこれに18歳未満の未婚の者が加わった世帯をいう。

「独居（ひとり暮らし）高齢者」とは、同一敷地内に介護者（扶養義務者）がいない場合で、本人が65歳以上。

いずれも申請日現在の年齢とする。